

協働環境委員会会議録

令和4年9月16日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：31

【 案 件 】

1. 議案第74号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例
2. 議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例

○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。「議案第74号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「議案第74号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の26ページをお願いいたします。本案は、現在、移転新築中で令和5年4月1日に開館を予定しております幸袋交流センターについて、位置及び使用料等を変更するものです。

議案書27ページ、飯塚市交流センター条例資料、新旧対照表をお願いいたします。第2条表中におきまして、センターの位置が幸袋50番地より目尾1020番地1に変わります。

次に、別表第13条関係の飯塚市幸袋交流センター使用料におきまして、室名、面積、施設使用料が新築整備のため、新旧対照表の左側、新に記載のとおり、研修室が第1から第5、和室が2部屋と調理実習室となります。各室の面積につきましては、約20平米から約76平米となります。

施設使用料につきましては、近年整備した二瀬交流センターや鯉田交流センターと同じ基準で設定しております。

また、本条例の改正に伴い「飯塚市支所及び出張所設置条例」及び「飯塚市公告式条例」につきましても、併せて附則で位置の改正をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第74号につきましての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

すみません、一点だけ聞かせてください。今回、この交流センターが移るということになるかと思うのですが、元の幸袋50番地にあった交流センターのほうの跡地というのは、今後どうなっていく予定なのでしょうか。

○まちづくり推進課長

現在のところ、まだ方向性が決まっておりませんので、今後また検討となると考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第74号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」を議題といたします。「盛土規制法に関する進捗状況」について、執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

さきの委員会で、城丸委員よりご依頼がありました資料について、提出させていただいております。

資料1「盛土規制法に関する進捗状況」をお願いいたします。表の左の列から、名称、委員構成等、開催日時、主な内容、そして一番右の列が備考となっております。備考欄につきましては、会議資料や議事録等がアップされているホームページのURLを貼付しております。

それでは最初に、表上段、「不法盛土への対処方策ワーキンググループ」についてご説明いたします。令和4年7月6日開催の、第1回ワーキンググループにおける審議内容につきましては、1. 盛土規制法の概要について、2. 不法盛土への対処方策について、3. ガイドラインの方向性、記載内容等について審議が行われております。

主な質疑応答としましては、1. 盛土規制法の概要について、「廃棄物混じりの土は盛土規制法の対象外か」に関する質疑、2. 不法盛土への対処方策について、「大規模な不法盛土が現認された場合の、下流域の住民への対応など」について、意見がなされております。

7月22日開催の第2回では、1. 不法盛土への対処に関する課題とガイドラインへの主な記載事項、2. ガイドラインの骨子たたき台について審議が行われています。

次に、表下段「盛土等防災対策検討会」についてご説明いたします。令和4年6月15日開催の第1回検討会において、審議内容は、1. 盛土規制法の概要及び盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針について、2. 規制区域の指定の考え方、3. 技術的基準の考え方、4. 不法盛土への対処方策の検討について審議が行われております。

主な質疑応答の中で、太陽光発電や風力発電の設置を目的とした「盛土」についても、盛土規制法の規制対象となるのかとの質問に対し、規制対象になるとの回答がなされています。

また、規制区域内で盛土行為を「禁止」することは許容されるのかとの質問に対し、財産権の保護の関係上、盛土行為を禁止する区域を設けることは困難であるとの回答がなされています。

8月1日の第2回検討会では、規制区域の指定の考え方、既存盛土調査の考え方、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針について審議が行われております。今後、法施行までの経過についても、注視してまいりたいと考えております。

資料2をお願いします。最後に、資料2として「神戸新聞NEXT」の2021年5月13日の記事URLを提出しておりますので、お目通しいただければと思います。

なお、さきの委員会にて佐藤委員より、条例案と関係法令との照合について資料要求がありましたが、今回の委員会に間に合っておりません。申し訳ございません。次回の委員会では、必ず提出できるよう努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑に際しましては、まず、提出者または執行部のどちらに対する質疑であるかを明確にした上で、発言いただきますようよろしくお願いいたします。質疑はありませんか。

○吉田委員

ただいま提出されました盛土の関係の資料についてですから、執行部への質問です。この資料を拝見する限り、6月15日、8月1日、それとここにURLが打ってありますけれど、見てみたら、9月9日、3回の検討委員会が開かれているというのは承知しております。その中で、6月15日の下のほうに、「規制区域内で盛土を禁止することは許容されるのか」と

ということに対し、憲法に基づく財産権の保護の関係上、盛土行為を禁止する区域を設けることは困難ということでもあります。

これの理解の仕方ですけれど、私用地などについては、憲法によって財産権が保障されているので、安易に禁止区域を設定することは難しいという理解でよろしいのでしょうか。

○環境整備課長

そのような理解でいいかと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

前回の委員会でも、私が国の改正FIT法やガイドラインの策定など、その他の関係法令を含めて、国においても確実に対応が図られており、これらの法律との整合性を図れる部分の資料の提出を求めましたが、提出者からは、委員が個人個人で調べなさいと答弁がなされました。私は、条例提出時に、本会議においても、同僚議員が、国の法律との整合性を図るためにいろいろ資料を要求し、審査するように求められていました。提出者もこのことは御存じだったはずで、通常、条例を提出する執行部に資料を要求し、執行部から、それは委員会で調べてくださいと言われてたら、大変なことになるのではないのでしょうか。前回の委員会での提出者の答弁に、大変憤りを感じますし、資料提出の際に反対された提出者の対応についても同じです。事前に提出の予告もなしに突然提出され、この対応だと、まるで私たちが研究してきたのだから、間違いないので言うことを聞けと言われていたようで、本当に残念です。結果、執行部に資料作成をお願いする形となり、大変申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。この太陽光発電のことは、最近の新聞に出ていたように、深刻な問題だと認識していますので、今後も真摯に審査していきます。

それでは執行部にお尋ねいたします。今回の資料について、お尋ねいたします。また、提出議員よりさきの一般質問において、太陽光発電事業に関する質問等もあっていましたので、そのことについても質問させていただきます。盛土規制法の動向につきましては、ある程度理解ができました。私自身も今後の国の動向について勉強していきたいと考えます。お尋ねしますが、提出いただいている資料について、まだ詳しく見れていないのですが、これは資料として提出できなかったのか、お伺いいたします。

○環境整備課長

申し訳ございません。資料2につきましては、神戸新聞社のほうに確認いたしました。著作権の関係がございまして、資料を直接提出という形ではなく、今回、インターネット等での閲覧は可能ということでございますので、申し訳ございません、URLを貼らせていただいている状況でございます。よろしく願いいたします。

○佐藤委員

提出していただいている資料について、まだ詳しく見れていないのですが、要点だけで構いませんので、ご紹介いただけますか。

○環境整備課長

中身について私どもが確認した範囲なのですが、「神戸最大のメガソーラー、着工1年ずれ込み『環境への影響、説明不足』住民ら反発で」という題目で、2020年、令和2年の12月の神戸市議会でも取り扱われているような内容の記載内容でございます。

○佐藤委員

神戸は条例制定されているのですよね。いかがですか。

○環境整備課長

神戸でございますが、条例制定した後の記事でございまして、条例は制定されております。

○佐藤委員

条例制定後にも、こういうトラブルが起こったというところですね。こういうところはほかにも何か所かあるのですか。把握されてあるのであれば、お答えください。

○環境整備課長

具体的にどこの自治体とかではございませんが、新聞報道等で、そういうことがあったというのは、拝見させていただいております。

○佐藤委員

それでは、条例を制定した後にも、こういうトラブルがあるということだけ認識して、今後自分自身でまた、調査もしていきたいと考えます。

さきの本会議の一般質問の中で、自動車学校裏の太陽光発電事業の話が出ており、森林開発にも当たらない事業であるとのことでしたが、市はこの事業について、承知していなかったのかどうか、お尋ねいたします。

○環境整備課長

質問委員が言われている事業につきましては、事業地が川津95番地115他の太陽光発電事業のことをごさいます、この事業につきましては、自然環境保全条例の対象事業であったことから、条例に基づく届出がなされ、届出以降、当時の自治会長等との協力をいただきながら、住民説明会の開催がされるなど、条例の諸手続を経て、事業が行われているところでございます。

○佐藤委員

わかりました。さきの委員会で、提出者から、それぞれの法律の整合性を含めて、今後の調査は委員会の仕事と言われましたので、私なりにいろいろ調査をしてきました。その中で、条例を制定した都市でも、今日のように事業を止められない都市はあるようであります。先ほどの答弁でありますように、トラブルになった都市も見受けられます。また、今後は、メガソーラーの設置について、裁判になった事例を現在調べておりますが、条例制定が有効に動くどころか、逆に足かせになるのではないかと危惧しています。私も白旗山のメガソーラーを見るたびに、近隣に住んである方々が、窓を開けると、あの光景が嫌でも目に入ってくる辛さは、十分に理解できます。ですから、この条例制定が、今の段階で有効に稼働するのか、真剣に研究していきます。先ほど執行部から説明がありましたように、国も法整備を進めている状況である今、市民の皆様と一番密着している市が、どう動くことが市民の皆様の不安解消につながるか、スピード感を持って提出・研究をして、議論をしていきたいと思っております。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

先ほど吉田委員の質問の中であったのですが、「規制区域内での盛土行為を禁止することは許容されるのか」ということで、憲法第29条に基づく財産権の保護の関係上、困難ということでありましたけれども、この規制区域内でのということになれば、例えば、個人の土地であれば、そこは非常に難しいというような解釈だということですが、第1回目の開催の中にも、第2回目の開催の中にも、規制区域の指定の考え方というのがあるのですけれど、この内容が分かれば教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:19

再 開 10:20

委員会を再開いたします。

○環境整備課長

関係法令によって規制区域が設けられるということですが、その中で、今委員がお

っしゃるように、私有地等であれば、財産権のほうが行使されるというふうな解釈で考えております。

○城丸委員

それでは、例えば、今度の龍王山の関係もあつたんですけど、太陽光と直接関係がないんですけど、個人の土地なんですよ。そういうところでは、今検討されている盛土法の関係は適用されないということになると思うんですよ。禁止されないと。禁止するのは困難だと。何か、余り役立っていないという気がするんですけど、その辺もうちょっと詳しく分ければ、調べてください。多分、その辺を何らかの形で規制しているはずなので。そうしないと、熱海の関係も、あれは多分、個人の土地だと思うので、非常にその辺をできないのであれば、余り役に立たないかなという感じがしますので、その辺をちょっと調べてください。次回で結構です。

○市民環境部長

申し訳ございません。ちょっと補足をさせていただきますと、規制区域の中で、盛土行為を行う場合は、財産権もありますし、なかなかそれを禁止することは難しいと。ただし、今質問者が言われましたけれど、関係法令、例えば、盛土行為に関する各関係法令を遵守された中でやられる分については、それは成立するというか、やっていただくしかもうできないですよということなんですよ。

○城丸委員

今県知事が指定しています土砂災害特別警戒区域と警戒区域、レッドゾーンとイエローゾーン。あれも、下に構造物、例えばダムみたいなのを造って、きちんとすればできるということですか。そういう考え方ですか。分かりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 23

再 開 10 : 31

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件については、慎重に審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査することに決定いたしました。

これもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。